

# J A M 政策NEWS

2021年10月29日 第2022-04号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間！

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、中小企業庁、公正取引委員会が共同で「しわ寄せ」防止キャンペーンを実施しています。

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組めるように、すべての事業者が長時間労働につながる行動を見直すことを求めています。

「過労死等防止啓発月間」「下請取引適正化推進月間」も同時期に設定され、さらに「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月は、働く環境を見直す重点期間として、国が設定しキャンペーン等の活動を通して、他の事業主との取引を行うに当たって、制度等の周知・徹底を行ってま

### <取引を行うに当たっての重要取組>

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

### <親事業者と下請事業者の望ましい取引関係>

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！
- ② 発注内容は明確にしましょう！
- ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！



労働時間等設定改善法や、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」、下請代金支払遅延等防止法等に違反するおそれがないように注意しましょう。

パンフは下記

[https://workholiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/210917\\_2.pdf](https://workholiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/210917_2.pdf)

JAMは、取引関係の改善を社会的な運動としてきました。今では、企業の収益改善につながる大事な取り組みとなってきています。

また、長時間労働の抑制は、健康な働き方を実現し、単位時間当たりの生産性の向上にもつながります。